

舞鶴市企業立地経営円滑化補助

1カ月の水道使用水量が 20,000 m³を超える大口需要者として個別需給契約を締結されている企業に対し、現行制度による水道料金の軽減に加え、新たに水道料金の一部を補助する「企業立地経営円滑化補助」制度を新設します。

◆新制度の名称

舞鶴市企業立地経営円滑化補助

◆適応時期

平成 28 年 11 月請求の水道料金(=平成 28 年 10 月検針分)から

◆補助対象企業の要件

- ①舞鶴市水道事業給水条例第 23 条の 2 の規程に基づき、個別需給給水契約を締結していること
- ②市税を滞納していないこと

◆補助対象経費

1カ月の使用水量が 20,000 m³を超える月の水道料金

◆補助率

上期、下期それぞれの期間の水道料金(ただし、1カ月の使用水量が 20,000 m³以上の月分のみ)の合計額の 10%(ただし 1 万円未満の端数は切捨て)

◆補助金の申請時期

上期(対象:4 月から 9 月の水道料金)と下期(対象:10 月から 3 月の水道料金)の年2回

◆補助金申請の手続き

①補助交付の認定申請

毎年、当該年度の「個別需給給水契約の決定通知書」を受領後、市へ『認定申請書』を提出
→市から『補助認定(非認定)通知書』を発行 ※平成 28 年度については 10 月に申請

②補助金交付申請

上期については 9 月請求の水道料金支払い後、下期については 3 月請求の水道料金を支払い後に市へ『補助金交付申請書』を提出 →市から『補助金交付決定及び額確定通知書』を発行
※平成 28 年度については、11 月～3 月請求の水道料金(5 カ月分)を 3 月末に請求

③市から指定口座へ補助金支払い

◆その他留意点

上期、下期、それぞれ半年ごとにまとめて補助金を申請していただきますが、1カ月の使用水量が 20,000 m³以下の月がある場合、その月分の水道料金は補助対象経費から控除して申請をしてください。

Q: 上期のうち 5 月請求の水量のみ 20,000 m³以下の場合には?

A: 補助金額は、5 月を除く 4 月と 6～9 月の計 5 か月の水道料金の合計額の 10%

ご不明な点がございましたら、右記までお問い合わせください。

舞鶴市企業立地・雇用促進課

TEL:66-1021 FAX:62-9891